

砂川判決と解釈改憲の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿

砂川判決と解釈改憲の関係に関する質問主意書

安倍内閣において砂川判決が集団的自衛権行使の合憲性の根拠となるといふ見解を有するようになったのは、何年何月何日か。また、その見解を有するに際して、政府としてこの憲法問題の当否について検討した文書は存在するのか、明らかにされたい。

右質問する。

